

見附市告示第72号

見附市地方就職学生支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市地方就職学生支援金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市地方就職学生支援金交付要綱（令和6年見附市告示第134号）の一部を次のように改正する。

第2条中「また、国、都道府県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その経費を補助対象外とする」を「支援金の金額は、次の各号に定める金額とする」に改め、同条前段及び中段を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 就職活動等に係る経費（交通費）について、10,000円を上限として、1回に限り、東京までの往復交通費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。なお、就職活動等を実施した県内企業から交通費の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた額に対して補助率を乗じるものとする。また、国、都道府県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その経費を補助対象外とする。
- (2) 移住に係る経費（移転費）について、81,500円を上限として、1回に限り、見附市への移住に際して要した移転費について、支援金を支給する。ただし、卒業年度において、前号に掲げる就職活動等に係る経費（交通費）の支給を受けた者に限る。また、国、都道府県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その経費を補助対象外とする。

第3条第1号ア（ア）中「大学」の次に「又は大学院」を、「の卒業」の次に「・修了」を、「ある大学」の次に「等」を、「当該大学」の次に「等」を加え、「する見込みであること」を「・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする」に改め、同号イ（イ）中「大学」の次に「等」を、「卒業」の次に「・修了」を加え、同号イ

(ア) 中「所在する企業に就職することが内定していること」を「移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする」に改め、同号イ（イ）を次のように改める。

(イ) 支援金の交付決定がされた後であって、新潟県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、移住したこと。

第3条第1号イに次のように加える。

(ウ) 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 見附市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に同条（2）の要件を満たす企業等に就職し、見附市に移住する意思を有していること。

第3条第1号ウ（イ）中「永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者」を「出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」」に改め、同条第2号ア（ア）中「すること」を「企業等に、前号アの要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること」に改め、同号ア（イ）中「風俗営業者」の次に「、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者」を加え、同号ア（オ）に次のただし書を加える。

ただし、移住に係る経費（移転費）について支援金を支給する場合は除く。

第4条中「支援金を申請する者は、見附市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）、内定証明書（様式第2号）、在学証明書、交通費の領収書、及び本人確認書類に加え、第3条各号の要件に該当することを証する書類を、卒業後に就職する企業の内定後から本市が別に指定する期限までに市長に提出しなければならない」を「申請者は、次に掲げる書類を本市が別に指定する期限までに市長に提出し

なければならない」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 全員が提出必要な書類

ア 写真付き身分証明書

イ 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）

ウ 見附市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）

エ 就職活動等に係る経費（交通費）、移住に係る経費（移転費）の領収書

オ 就業証明書（様式第2号）

カ 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数年の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

キ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振り込み可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

(2) 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類

ア 在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済み証明書に加筆・捺印（公印）すること。）又は卒業・修了証明書

第7条第1号イ及びウを次のように改める。

イ 在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合であって、申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき。

ウ 在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合であって、申請から1年以内に見附市に転入しなかったとき（ただし、申請時に既に見附市に住民票がある場合を除く）。

第7条第1号エ中「就業から」を「就業開始日から」に改め、同号オ中「転入日」の次に「から3年未満で見附市から転出したとき。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日」を加え、同条第2号中「転入日」の次に「から3年以上5年以内に見附市から転出したとき。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満た

す企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日」を加える。

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「見附市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「地方就職学生支援事業に係る個人情報取扱」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
卒業後、上記内定企業に就職し、見附市に移住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、見附市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
該当する経費について、新潟県が実施する「U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」の申請状況	A. 申請していない	B. 申請している

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、見附市地方就職学生支援金の支給対象となりません。

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①別紙1（誓約事項）、別紙2（個人情報取扱）
- ②卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- ③就職活動等に係る経費（交通費）の領収書
- ④写真付き身分証明書の写し
- ⑤振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑥移住元の住所を確認できる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ⑦在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印すること。）又は卒業・修了証明書）（在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合のみ）

管理コード（新潟県及び見附市使用欄）	
--------------------	--

様式第1号の次に次の様式を加える。

様式第1号の2（第4条関係）

（あて先）見附市長

申請年月日 年 月 日

見附市地方就職学生支援金交付申請書

見附市地方就職学生支援金交付要綱第4条の規定に基づき、見附市地方就職学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年 月 日	

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ^{**1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（見附市）に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

別紙1「見附市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、見附市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、見附市地方就職学生支援金の支給対象となりません。

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①別紙1（誓約事項）、別紙2（個人情報取扱）
- ②卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- ③移住に係る経費（移転費）の領収書
- ④写真付き身分証明書の写し
- ⑤振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑥移住元の住所を確認できる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

管理コード（新潟県及び見附市使用欄）	
--------------------	--

様式第1号別紙1を次のように改める。

(様式第1号別紙1)

見附市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、見附市地方就職学生支援金交付要綱第7条の規定に基づき、見附市地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 見附市地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に就職活動に係る経費(交通費)を申請する場合)
見附市地方就職学生支援金の申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に就職活動に係る経費(交通費)を申請する場合)
見附市地方就職学生支援金の申請から1年以内に見附市に転入しなかった場合：全額(ただし、申請時に既に見附市に住民票がある場合を除く)
 - (4) 就業開始日から1年以内に見附市地方就職学生支援金の要件を満たす就業先を辞した場合：全額(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。)
 - (5) 見附市への転入日から3年未満で見附市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に見附市から転出した場合：全額
 - (6) 見附市への転入日から3年以上5年以内に見附市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に見附市から転出した場合：半額

様式第1号別紙2を次のように改める。

(様式第1号別紙2)

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

- (1) 新潟県及び見附市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び見附市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、新潟県及び見附市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、新潟県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- (2) 見附市地方就職学生支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、見附市が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認や就業先への調査等による就業状況確認等を実施する場合があります。

様式第2号（第4条関係）を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）見附市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（見附市地方就職学生支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用 <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。（勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など）
移住先地域内での就業の有無	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 新潟県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

※就職活動等に係る交通費支援を申請する場合のみご記入ください。

採用活動日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 <small>(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)</small>
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	該当する場合はチェックを付けてください。 ※ <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない

※見附市地方就職学生支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び見附市の求めに応じて、新潟県及び見附市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

見附市長

新潟県移住・就業等支援事業に係る見附市地方就職学生支援金の交付決定通知書

見附市地方就職学生支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり見附市地方就職学生支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

見附市地方就職学生支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※見附市地方就職学生支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 見附市は、見附市地方就職学生支援金交付要綱第7条の規定に基づき、以下の場合には、見附市地方就職学生支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・（在学中に就職活動に係る経費（交通費）を申請する場合）
申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - ・（在学中に就職活動に係る経費（交通費）を申請する場合）
申請から1年以内に見附市に転入しなかった場合：全額
（ただし、申請時に既に見附市に住民票がある場合を除く）
 - ・就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合：全額
（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。）
 - ・見附市への転入日から3年未満で見附市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に見附市から転出した場合：全額
 - ・見附市への転入日から3年以上5年以内に見附市から転出した場合。ただし、住民票を

移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に見附市から転出した場合：半額

- 2 見附市は、見附市地方就職学生支援金交付要綱第6条の規定に基づき、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の見附市地方就職学生支援金交付要綱の規定は、この要綱施行日以後に就職先企業に内定した者に適用し、この要綱施行日前に就職先企業に内定した者については、なお従前の例による。